

第2回高知県中小企業・小規模企業振興審議会事前説明における主なご意見への対応について

資料 1 - 2

	項目	概要	対応策
①	関連事業調べ (資料4)	資料4「施策の基本的方向関連事業（R3年度）」について ○県の部局別で並べると県視点での整理になるので、対象となる事業者別の視点に応じた整理がよいのではないか。	・資料4に反映
②	指針の役割 (資料2)	○産業振興計画等の既存の取組とPDCAが重複しないよう交通整理することが大事。交通整理していることが分かるよう資料内容を工夫すること。	・資料2に反映
③	異業種交流（連携）	○「③新たな技術、製品及びサービスの開発の促進」の取組の具体例に異業種交流を入れるとよいのではないか。 ○「⑧地産外商の強化」の取組の具体例に製造・流通を含めた異業種交流を入れるとよいのではないか。 ○「⑩事業活動を担う人材の育成及び確保」に教育（リスクリング）を推進とあるが、デジタルカレッジなどで業種を問わず参加者を募集しているなら異業種交流になるのではないか。	・「異業種交流（連携）」は、指針（案）の「第2章. 施策の基本的方向」に位置付けるとともに、施策を検討する際に視点として取り入れていく。 ⇒施策の基本的方向「③新たな技術、製品及びサービスの開発の促進」「⑧地産外商の強化」「⑩事業活動を担う人材の育成及び確保」に反映
④	企業誘致	「⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進」について ○取組方針の締めは「地域経済の活性化を目指します」ではなく、「中小企業の振興と地域経済の活性化を目指します」にすべきではないか。 ○取組の具体例に「中小企業等の振興に資する」という文言がない。「中小企業の振興に資する」や「地域経済の活性化」という文言を入れるべきではないか。中小企業等の振興と地域経済の活性化のために何が必要か、どんな企業を誘致するのかの検証が必要。	・「企業誘致」は、指針（案）の「第2章. 施策の基本的方向」に位置付けるとともに、施策を検討する際に視点として取り入れていく。 ⇒施策の基本的方向「⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進」に反映